

## 学校法人の耐震化率の公表

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられています。また、大学は、学校教育法及び同法施行規則により大学の教育研究活動等についての情報を公開することが求められます。

## 建物の耐震化率

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部の建物耐震化率は100%です。(2024年4月1日現在)

<算出方法>	A : 新築年月日が1981年6月1日以降の建物
	対象面積 16,177 m <sup>2</sup>
	B : 新築年月日が1981年5月31日以前の建物のうち、耐震診断を実施済で、耐震性能を有しているか、耐震補強済の建物
	対象面積 4,890 m <sup>2</sup>
	C : 対象施設の延べ面積合計
	延べ面積合計 21,067 m <sup>2</sup>

$$\text{耐震化率} : A + B / C \times 100\% = 100\%$$

※文部科学省の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出